

鹿屋市職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則
鹿屋市職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則（平成18年鹿屋市規則第40号）の一部を次のように改正する。

第29条第1項の表中「後8週間」を「以後1年」に改める。

附 則

この規則は、令和4年10月1日から施行する。